

一般家庭における水道水以外の水使用に関する下水道使用料 見直し(案)

1. 排除された汚水量の認定と使用料の算定について

①汚水量の認定

井戸水等に メーターがある場合	計量した水量を汚水量と認定
井戸水等に メーターがない場合	表1 により 認定した水量を汚水量と認定

②世帯の下水道使用料の算定 (使用料=基本料金+従量料金)

ア 井戸水等にメーターがある場合の「従量料金」の算定方法	
井戸水等のみ使用の場合	計量した水量から算定した使用料
水道水との併用の場合	水道使用量+井戸水等 計量した水量を合算し算定した使用料
(例)水道10m ³ 井戸 5m ³	15m ³ 分の従量料金

※メーターの検針、検満の交換は局で行う

イ 井戸水等にメーターがない場合の「従量料金」の算定方法	
井戸水等のみ使用	表1 ①人員割で認定した使用水量をもとに算定した使用料
(例) 2人世帯の場合	15m ³ 分の従量料金
水道水との併用の場合	「水道水使用水量+井戸水等計量した使用水量」を世帯の使用量と認定し算定した使用料
(例) 2人世帯で 水道10m ³ 使用 井戸水は風呂(3m ³)と 洗濯(3m ³)	水道10m ³ +井戸水風呂3m ³ +洗濯3m ³ =16m ³ 分の従量料金

※メーターの設置を希望される場合は、メーターの貸与を行う。(工事費は使用者等負担)
メーターの検針、検満の交換は局で行う

2. 人数・用途割使用水量

表 1

世帯人員		1人	2人	3人	4人	5人
①人員割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)		9.0 m ³	15.0 m ³	20.0 m ³	24.0 m ³	28.0 m ³
② 人員・用途別認定水量 (水道水と併用)	トイレ	2.0 m ³	4.0 m ³	6.0 m ³	7.0 m ³	8.0 m ³
	風呂	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	炊事	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	洗濯	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	その他	1.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³
	計	9.0 m ³	15.0 m ³	20.0 m ³	24.0 m ³	28.0 m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに、専用世帯の場合は4m³
併用世帯の場合は、用途に応じ トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加える。